

教育福祉常任委員会会議記録

1. 期 日 令和2年6月8日(月) 開会 10時40分
閉会 10時53分
2. 場 所 議事堂(議場)
3. 付議事件
- ①二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第42号)
 - ②二宮町介護保険条例の一部を改正する条例
(町長提出議案第43号)
4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、小笠原委員、前田委員、一石委員、野地議長
- 執行者側 ①町長・副町長・健康福祉部長・福祉保険課長・保険年金班長
②町長・副町長・健康福祉部長・高齢介護課長・介護保険班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名

5. 経過

①二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第42号)

<補足説明>

委員長 執行者からの補足説明は6月5日に配布のとおりである。

<質疑>

一石 令和2年度の納税通知書に減免の有無に関わらず、納付の困難な方はご相談して下さいという旨のお知らせを同封とあったが、公共の税のことだと、多くの方がアクセスする状況が考えられると思うが、例えば複数の申請案件の発掘にもつながると思う。相談と申請の体制をお聞きしたいと思う。それから国の内閣府の決定によるものだが、国全体で同じルール、基準になっているのか。もし、二宮独自の特色があれば教えていただきたい。

国保年金班長 まず体制に関してだが、当初の納税通知には減免に関して、国からの詳細が記されてなかったこともあり、納付が困難な方にはご相談くださいという旨の同封だけをさせていただいた。これに関しては電話での相談を考えている。減免の申請方法に関しては、同じく新型コロナの感染症拡大防止とか予防も含めて、なるべくご来庁しての申請を控えていただき、まず電話でご相談の上、必要であれば申請書等を郵送させていただくかたちを考えている。2つ目の今回の減免に対してだが、こちらに関しては国庫補助が10分の10付くので、国の規定に基づき減免をさせていただくので、特に二宮町と

して独自に何かをするということはない。

一石

最初は相談も申請も電話でアクセスすると想定しているということだが、数はどのくらいを想定しているか。

国保年金班長

数についてだが、こちらで把握しているのが令和元年の所得でしか把握はしていないので、どの方が対象であるかは分からないが、令和2年度の保険税を課税するにあたり、全体で4,300件くらい送付をさせていただくが、その中で今回対象となる事業所得や給与所得、山林所得など、該当のある所得が1円以上上がっている方がだいたい2,130世帯くらいある。その方全員の収入が30%下がっているかという、そうではないと思うが、そういった方が対象になってくるのではないかと考えている。

一石

そうすると結構な数の方がアクセスしてきて、それだけ数が多いと複数の申請案件の発掘につながると思う。そういうところの体制は万全に準備されているのか。

国保年金班長

複数の案件というのは色々なことでまずお電話をいただき、減免の対象になるのか、そうではないのか、分納で対応するのかという話だと思うが、国保年金班で受けるしかないというところで、どれくらい来るか想像できないところであり、それが万全かどうかといわれると疑問もあるかと思う。こちらとしては職員の方で対応はさせていただきたいと思う。

露木

今の続きというか、例えば今回のことでご相談された方が、事業者支援にも該当するのではないかという話があると思う。あなたにはこの支援も、この支援も受けられるのではないかという。その案内をどういうふうにするのか聞きたい。あと、支払猶予をしていると思う、ホームページに出していると思う、それでご相談があった人はこっちに該当する可能性もあると思うが、支払猶予のご相談がどれくらいあり、実際に猶予できることになった数とか、猶予の状況がホームページ上に出てなかったのも、今回の条件とどのくらい違うのかを教えてください。もうひとつ、今回の条例改正は期限を無くしているわけであり、これをコロナが終息したなど思ったところに、また戻すのかお聞きしたい。

福祉保険課長

事業者支援等、他の支援の方ということだが、それについては、その方の事情をお聞きしながら、そこに結びつくようなものがあればご紹介に留めるといふかたちになると思うが、こちらの方で気付けばそこらへんはご紹介したいと思っている。ただ、所得といっても、事業所得とは限らない。例えば、給与所得が減ってしまった方、家賃収入が減ってしまった方、これは対象になるかと思うが、色々な条件があると思うので、なるべく紹介できるよう考えている。

国保年金班長

続いて猶予に関してのご質問だが、猶予に関しては猶予後の各納

期限の保険税が残ってしまって、多くの滞納が発生する可能性が出てしまう。そういった状況をふまえて、減免の対応にさせていただくというかたちになっている。なお、減免しても残る保険税の負担に関してご相談いただいて、徴収の猶予等により対応することは考えている。現状として、納付の猶予に関する相談というのは、二宮町国民健康保険では 0 件である。続いて期限に関してだが、今回、条例に関しては期限の 7 日前までというのを削り、令和元年度の 2 月納期分以降のものに関して対象にするというかたちになる。条例の他に規則の方も改正させていただき、規則の方の特例というかたちで新型コロナの受付を附則で条件を設けるので、もしこれが終息した場合には、附則の部分を削らせていただき、規則に載っている 7 日前までというのは、そのまま残すようになる。今後、他の減免に関しては今までどおりというかたちになる。

露木

言葉尻を取るわけではないが、気づけば紹介するのではなく、気づけるように言葉かけをしていただきたいと思うが、今回はこちらに相談が来て、こちらから他の支援もあるという案内をしようと思うが、他から来るような体制もできているのかお聞きしたい。

町長

他のところでもこの間、答弁させていただき総合窓口みたいな一括窓口はうちには設けていないが、どこの窓口にも、産業振興課に事業者の色々な支援といたり、子どもの関係でいたり、今言った健康保険税のことでいたりしても、漏れというのは完璧かと言われるたら、そういう意味の答弁だったと思うが、基本的には想像できる様々なお困りごとの中で、こういう部分もあるし、こういう制度もあるので、その課で細かく説明するのはもちろん無理だと思うが、ちょっとあそこの課まで足を運んで行っていただけないかというふうにつなげるよう、今複数の部で確認をしている。そこに行ってみたら実はこっちだったみたいなお話も申し訳なくあるかもしれないが、最大限色々なことを把握しながら相互につなげていくよう体制を取っている。

休憩 10 時 51 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 10 時 51 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

それでは議案第 42 号を採決する。議案第 42 号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 42 号は可決と決定した。

②二宮町介護保険条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 43 号）

<補足説明>

委員長 執行者からの補足説明は 6 月 5 日に配布のとおりである。

<質疑>

露木 さっきも聞いたが期限の部分については、規則でという話はこちらも同じと思ってよいのか。

介護保険班長 介護保険についても同じように規則で定めさせていただく。

休憩 10 時 53 分
(傍聴議員の質疑：なし)
再開 10 時 53 分

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは議案第 43 号を採決する。議案第 43 号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。
(挙手全員)
挙手全員である。よって議案第 43 号は可決と決定した。これをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会 10 時 53 分